

教育実習に関する規定

香川県立聴覚支援学校

1. 教育実習生の資格及び要件

- (1) 特別支援学校教諭免許（聴覚）を取得する香川県出身の者、または本校を卒業した者。
- (2) 教員としての資質が認められること。
- (3) 将来教員になる意思が強いこと。
- (4) 本校の指定する期間に実習が可能であること。

2. 出願手続き

- (1) 申し込み時期は、原則として実習を希望する前年の4月1日以降、7月20日までとする。
- (2) 事前に電話等での打ち合わせの上、本人が来校して所定の願書を教務主任に提出し教頭の面接を受ける。
- (3) 選考会議において、希望者が実習生として適切であるかどうかを審議し、校長が決裁する。
- (4) 出願者に対しては、9月上旬までに諾否を連絡する。

3. その他

- (1) 校長が実習を許可した後においても、第1項に抵触することが発生した場合には、許可を取り消すことがある。
- (2) 受け入れの内諾後、教育実習を取り消す場合は、大学を通して速やかに教育実習辞退を申し出ること。
- (3) 香川県の規定により、教育実習費として実習生一人当たり、3,000円を実習期間中に納付すること。
- (4) 実習生は、実習開始前の指定する日に来校し、実習期間中の留意点等について指導・助言を受けること。